

八潮市保育の実施に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(教育・保育給付認定の審査方法)</p> <p>第6条 市長は、条例第2条に規定する保育の必要性の認定基準及び第4条に規定する優先保育の基準（第3項においてこれらを「保育の必要性の認定基準等」という。）に基づき、保育を必要とする子どもについて、教育・保育給付認定を行うものとする。</p> <p><u>2 削除</u></p>	<p>(教育・保育給付認定の審査方法)</p> <p>第6条 市長は、条例第2条に規定する保育の必要性の認定基準及び第4条に規定する優先保育の基準（第3項においてこれらを「保育の必要性の認定基準等」という。）に基づき、保育を必要とする子どもについて、教育・保育給付認定を行うものとする。</p>
<p><u>3 削除</u></p>	<p>2 市長は、前項の教育・保育給付認定を行うに当たり必要があるときは、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に規定する八潮市立保育所入所選考委員会に対し、教育・保育給付認定に関する審査を求めるものとする。</p> <p>3 八潮市立保育所入所選考委員会は、前項の規定による審査の求めがあったときは、保育の必要性の認定基準等に従い、教育・保育給付認定に関する審査を行い、その結果を市長に通知するものとする。この場合において、八潮市立保育所入所選考委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>